

**令和5年度予算編成  
及び施策に対する要望書**

**令和4年9月6日  
江東区議会自由民主党**

## 令和5年度 予算要望書

江東区議会自由民主党

### (1) 物価高騰に対する緊急対応

- ①原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面してお困りの区民や、特に公共性の高い介護・子育て・福祉事業所等への支援制度を創設すること。
- ②燃料費高騰による経営への影響が顕著である区内運送事業者に対し、燃料費負担の補助制度を創設すること。  
また、取引価格・サービス料金への価格転嫁が困難な区内事業者を対象に、経費負担軽減対策や資金繰り支援を拡充すること。

### (2) 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

- ①公共施設の緑化計画や街路樹充実(倍増)計画を着実に推進すると共に、継続的に維持管理を図ること。  
また、民間建築物などに対する緑化助成事業や、駐車場の一部芝生化など、更なるCIG施策を推進すること。  
その他、屋上緑化の際にはウミネコ対策を考慮すると共に、被害が顕著な地域に対して被害防止に関するリーフレットの改訂等を進めること。
- ②廃棄物と資源の収集運搬業務を円滑に進めること。特に家庭・事業系廃棄物や資源物回収事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う家庭内消費の拡大を受けた排出増加傾向に対して、収集場所の最適化や回収コンテナの追加購入等、適正に対応すること。  
また、引き続き、適切な情報提供や指導を徹底すること。
- ③5Rによるごみ減量の取り組みをさらに推進させること。特に、マイクロプラスチックごみを排出させないエコバックの活用等を区民にPRし、ごみ出しマナー・ルールの徹底や、風水害・カラス対策等を実施すること。

また、プラスチック資源循環の促進に向け、製品プラスチックの分別回収を実施すること。

その他、「ゼロ カーボンシティ江東区」に向けて、区内各部所に予算を講じること。

- ④中小事業者に対し、低公害車への買い替えにあたり、都の環境保全資金に上乘せする形で、区による利子補給及び信用保証料の助成を行い、カーボンマイナスを推進すること。

### (3) 未来を担うこどもを育むまち

- ①発達障害へのケアとして、未就学児への支援が重要との観点から、区内幼稚園、保育園等と連携できる体制を構築、拡充すること。

また、就学時前の支援を要するケースが増加傾向にあることから、就学支援体制を拡充すること。

- ②児童相談所の区への移管に向け、任期付き職員採用制度の活用による人材の確保や、東京都に限らず他自治体への区職員の派遣、育成を行う等、人材の確保・育成に柔軟かつ早急に対応を図ること。

- ③義務教育の機会を保障し、かつ、その水準を確保する責任において、コロナ禍における教育のさらなるICT化を推進すること。

また、令和3年度の児童・生徒一人一台の端末整備を受けて、その活用法を随時更新し、全ての区立学校で確実に実施すること。

- ④学習指導要領の改訂に伴い小学校における英語教育が教科化されたが、教諭の英語力の向上が課題となっている現状を受け、教諭に対する指導力のさらなる増強策を講じること。

- ⑤児童虐待予防事業を進め、子ども家庭支援センターを中心に健やかな家庭を築けるよう支援を強化すること。

#### (4) 区民の力で築く元気に輝くまち

- ① コロナ禍の厳しい状況下ではあるが、区内の商店街に対してより良好な環境づくりを目指すべく、駐車場やコミュニティスペースの確保や、「ことみせ事業」のさらなる周知に取り組むこと。
- ② 歩行喫煙等の防止に関する条例の周知徹底を図り、事業効果が一層高まるよう対策を講じること。  
また、公共喫煙所の設置と、民有地における喫煙所の設置に関して、積極的に助成を行うこと。
- ③ 区が使用する物品・資機材の購入については地元業者への優先発注を基本とし、区内の公共工事及び委託契約等の入札については、地元本店業者を積極的に登用し、JV工事にも総合評価方式を積極的に導入する等、区内業者の育成を図ること。  
また、年間管理業務委託（任意指名競争入札）の指名については、区内における本店の最低設置年数を設けるなど、制限付き指名等を検討すること。
- ④ 公共工事においては、設計変更を認めるルール策定により工事の最適化を図ること。  
また、地域貢献点の項目拡充により事業者と共に本区の施策を推進し、併せて、事業者の実態調査により公正公平な競争を担保すること。
- ⑤ 公共工事等における適正な労働環境を確保するためにも、労働基準法や保険の適正、安全衛生管理の遵守のため、労務環境モニタリングの外部委託導入を検討すること。
- ⑥ 近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が経営交代期を迎える「大企業継承時代」が到来している。  
そこで、ビジネスモデルの大幅な転換を実施するうえで生産性の向上が重要となっており、後継者の年齢を考慮した早期の事業継承促進を支援すること。

- ⑦今後も区内商店街の魅力を維持し「新しい日常」に対応するため、感染拡大防止および個人消費喚起の観点より、キャッシュレス決済ポイント還元事業の継続実施および同事業参加店舗に対する決裁手数料の補助を実施すること。

## (5)ともに支え合い、健康で生き生きと暮らせるまち

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、東京都と連携し「3密」回避の徹底やワクチン接種のさらなる推進に努めること。  
また、医療従事者及び介護従事者に対し、要望のあった事項については最大限の措置を講じること。
- ②特別養護老人ホームや老人保健施設、認知症高齢者を対象としたグループホーム等の整備を着実に進めること。  
また、元気アップトレーニングを始めとする介護予防施策を充実させると共に、在宅での医療・介護・看護の連携による地域包括ケアシステムの構築に努めること。
- ③区民の健康寿命を延ばすためにも、死亡率の減少に効果的な各種検診事業のレベルアップと受診率の向上、口腔ケア事業の充実に努めること。
- ④公衆浴場の AED 設置をはじめ、高齢者の介護予防、健康増進、交流促進等に資する健康増進型公衆浴場への改築、改修に対し、助成制度を創設すると共に、自宅でのひとり入浴に不安を感じている方の入浴機会の確保等、公衆浴場の有効活用を図ること。
- ⑤75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の中で、生活実態調査が未実施の高齢者を対象に生活実態を把握するための仕組みを構築すること。
- ⑥高齢者生活実態調査等の既存調査結果を踏まえ、移動困難にある高齢者や、障害者に対する移動支援策を検討すること。
- ⑦令和4年度より実施の認知症無料検診事業について、効果の検証に努めると共に、受診率の向上や対象者の拡充を図ること。

また、各種認知症予防プログラム事業とのさらなる連携強化に取り組むこと。

- ⑧安心して出産、子育てができる環境を構築して、安心して子どもを産み育てられるように、区民に寄り添った産後ケアの実現に向けて積極的に取り組むこと。

また、産婦検診助成制度の創設を検討すること。

- ⑨コロナ禍により活動自粛が余儀なくされている町会・自治会に対し、ヒアリングを通じて実情を把握したうえで、アフターコロナを見据えた活動の活性化に向け、積極的に助言や財政的支援を講じること。

また、マンション等の管理責任者の把握に努めると共に、諸課題の解決に向けて地域住民との情報の共有、協力体制を構築すること。

さらに、マンション建築に際し、町会・自治会への加入または自治会組織の立ち上げを指導すること。

- ⑩本区として認定する町会・自治会の設立要件について、高層集合住宅（いわゆるタワーマンション）の場合には、“区域内の相当数（半数以上）の世帯が加入していること”という項目に“または100世帯以上が加入していること”などの文言を加え、認定要件の基準緩和を早急に実施すること。

- ⑪障害者多機能型入所施設等の各種障害者支援施設の整備、移動支援や在宅サービス等のソフト面の充実等、障害者一人一人の状況に応じたサービスの提供を行うこと。

## (6) 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- ①本区の重要課題として位置づけられている本区南北を結ぶ有楽町線の延伸（地下鉄8号線 豊洲～住吉間 約5.2キロ）が2030年代半ばの開通に向けて着工される見通しとなった。

そこで、本区が主体となって開催したワークショップや、事業者が主体となって実施した都市計画素案説明会等が出された地域の皆さま方からのご意見・ご要望を良く分析し、今後の沿線のまちづくり計画等に

活かすよう事業者に強く求めること。

また、地下鉄8号線建設基金については、開通に向けたまちづくりに資する使用用途にも流用できるよう、条例改正を実施すること。

②豊洲・有明・青海地区と区内主要駅を結ぶ都バス路線のさらなる拡充を図ること。

③東京BRTについて、地域住民からの要望が強くある新豊洲駅前への停留所設置を事業者を求めること。

④亀戸と新木場を結ぶ交通システムの導入については、城東地区の南北交通の充実に欠かせぬ本区の長年の懸案事項であり、引き続き調査・検討を進めること。

⑤区内で進められている大島三丁目一番地地区及び門前仲町駅前市街地再開発計画に関し、住民の理解を得つつ、より積極的に事業の推進を図ること。

とりわけ、大島三丁目一番地地区については既に事業エリアのまちづくり方針が決定し、区にも一定の理解が得られたので、今後、都市計画の決定に向けて最善の努力をすること。

⑥ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、具体的な計画を策定すること。

また、区内交通機関の各駅にエレベーターやエスカレーター、さらに駅構内の安全対策のためにホームドアの段階的な設置を事業者に強く要望すること。

とりわけ、JR亀戸駅東口は近隣環境の変化に伴い、乗降客数も年々増加していることから、バリアフリー化や、駅自動改札の増設を早急に要望すること。

また、該当事業者であるJR東日本とは、今後の亀戸駅周辺開発動向について綿密な情報交換を実施すること。

⑦放置自転車対策について、鉄道事業者や大型店舗などの協力を得ながら、更なる駐輪場の整備・拡大を図ること。

また、コミュニティサイクル事業について、更なるサイクルポートの設置や電動自転車の増車など、積極的な事業展開を事業者に求めること。

⑧区内の親水公園に防犯カメラを設置すること。

⑨法律等各種相談事業の充実を図ると共に、オンライン相談の導入を検討すること。

⑩アスベストについて、大気汚染防止法の改正を受けて多くの建物が対象となっているが、安全に処理されるための助成を行うこと。

## (7) 区民の生命と財産を守る災害に強いまち

①拠点避難所別災害協力隊の割り当てを再編すると共に、複合災害(地震・水害・感染症等)に備えて、学校避難所運営協力本部連絡会の再構築を図ること。

また、避難行動要支援者名簿の管理について最大限の注意を払い、災害協力隊として協力を要請している町会・自治会等への助言を的確に行うこと。

さらに、地域の実情を精査したうえで、公共施設や民間施設など避難所施設の拡充を図ること。

②区内で管理している救助用ボートが実際の災害時に有効活用できるような機能性の向上を図ると共に、消防団、災害協力隊を対象とした訓練を定期的に行うこと。同時にボランティアの育成・非常時対応の訓練等にも尽力すること。

③防災協定締結と併せて、有事における運用を具体化すること。

また、令和4年度より支給を開始するピブスについて、防災協定を締結している団体等に対し、その協力員数に応じて不足なく支給すること。

④災害時のエネルギー確保については、非常用発電設備等に関して、業界団体との災害時協力協定が締結されている。

これらに加え、全国各地の自然災害を事例としLPガス等可搬性に優

れたエネルギーも確保する等、災害時エネルギーの分散化を図ること。

また、災害時等に使用する庁有緊急用車両にLPガス車両の追備を図ること。

- ⑤本区の地区防災計画による災害時の個々の具体的行動をわかりやすく周知すること。

また、避難所における情報確保手段の充実、備蓄品倉庫の増設を図ること。

- ⑥災害時におけるペット同行避難のあり方や避難所におけるルール・マナーの普及啓発に向け、関係機関と連携のうえでペット同行避難訓練を実施すること。

また、飼い主に対してペットフードの備蓄等、事前防災への取り組みを推進すること。

- ⑦災害に備えて中小の事業者の自助を促すため、BCPの策定に関して助成を実施すること。

- ⑧緊急輸送道路沿いの旧耐震建築物の耐震診断、工事を継続的に実施すること。

また、老朽建築物除去や民間ブロック塀等撤去に対する助成制度の拡充を図ること。

- ⑨グレーゾーン建築物に対して、現行昭和56年5月までのいわゆる旧耐震の建物に対する耐震診断助成としているところを、平成12年(2000年)5月までの建築物に対象を拡大すること。

- ⑩災害時における船舶による緊急物資の輸送及び被災者救援の障害として危惧される、水深の浅い荒川河口部及び区内水域の運河連結点の土砂堆積状況を把握し、著しい堆積土砂の浚渫を速やかに実施して航路を維持・確保すること。

また、区内適地に緊急物資の備蓄機能を併設した船舶の係留基地の整備について、国・都に対して強く要望すること。

⑪都市型水害による冠水地域の改善のため、江東幹線の整備を早急に  
進めること。

また、小名木川、木下川両排水機場の耐震工事に伴う城東地区の排水能力低下には十分な対応策を採ること。

⑫防災に強いまちづくりを目指すために、東京都の「不燃化特区制度」において指定された地域に対して適切な支援を図ると共に、区が進める「不燃化特区推進事業」の効果的な事業展開を図ること。

⑬災害発生時に有効な情報提供のツールとして全戸配布した防災備蓄用ラジオの作動確認を兼ねた定期的な使用を呼び掛け、効果的な情報発信体制を整えること。

また、レインボータウンFM放送に防災センターから直接緊急放送を流すシステム構築を進めるなど、更なる協力を要請すること。

さらに、CATV事業者の東京ベイネットワークに対しても、生放送対応等の協力を要請すること。

## (8) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー

①区内に整備された各競技会場を活用し、児童・生徒のスポーツ体験やイベント、競技観戦等の機会を確保すること。

②正式競技に採用されたニュースポーツの普及や、区民の理解促進に努めること。

③令和4年11月に本区が夢の島にスケートボードパークを設置するにあたり、利用者のマナー啓発に最大限注力すること。

以上